平成２４年（フ）第１２７号
北海道帯広市東２条南23丁目３番地　チロル223・201号室
債務者　細木麻衣子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１０６０号
神奈川県大和市下和田752番地１　エスト・グランディール大和南103
債務者　松田　宏美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６７２号
大阪府東大阪市四条町12番３号
債務者　水谷　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０９４号
大阪府八尾市相生町１丁目２番28号
債務者　中川　明美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２７４号
大阪府高槻市上本町13番９―305号
債務者　藤井かづ子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９２号
川崎市中原区小杉御殿町１丁目923番地
債務者　白川留美子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
川崎市麻生区下麻生２丁目12番８号　プランドールＤ101
債務者　宮田　公実（旧姓伊佐）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
川崎市幸区矢上２番６―201号　欅ビル
債務者　中西　晃平
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
川崎市麻生区東百合丘２丁目15番６号
債務者　本部　善博
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
川崎市麻生区東百合丘２丁目15番６号
債務者　本部　峰子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
川崎市麻生区白鳥１丁目９番21号　シュプリーム21―106
債務者　木津　和教
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
川崎市高津区向ケ丘65番地　滝マンション第３春来303
債務者　齋藤眞知子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
川崎市宮前区有馬７―15―５　ミヤコ荘203号、住民票上の住所川崎市宮前区有馬５丁目23番18号　ジョイマートモチダ内205号
債務者　青山　　勇
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
川崎市多摩区菅１丁目５番21号　チェリータウン303
債務者　國島　千秋（旧姓郷東）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
川崎市多摩区中野島１丁目11番45号　ロフト・パル・フルヤ201、前住所川崎市川崎区日進町10番地15　かぎ高５
債務者　古関　正美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係